

平成 30 年度あいち耐震改修 N 倍プロジェクト 「あいち耐震改修推進事業者制度」登録事業者募集のご案内

～耐震改修に意欲的な事業者の皆さんを支援～



全愛知建設労働組合（全建愛知）

〒455-0008

名古屋市港区九番町 4-1-10

電話 052-659-0288 FAX 052-653-0181

愛知県建築物地震対策推進協議会

愛知県建設団体協議会（愛知建連・全建愛知・愛知建築）

今回、愛知県建築物地震対策推進協議会（県・市町村・建築関係団体により構成）では「あいち耐震改修推進事業者制度」を創設しました。

本制度は、**愛知県内で耐震改修に積極的に取り組む事業者のリストを消費者（住宅所有者）の方へ提供**し、また、当該事業者に行行政と連携して**耐震改修事業を進めていることがわかるツールを提供**するもので、組合員の皆様の仕事確保につながる取り組みとなります。

この制度のモデルとなった**高知県では、木造住宅の耐震改修に係る設計者・施工者の連携**を後押しし、これに携わる事業者のリストを公表して、周知を図ることにより、**各事業者の耐震改修工事件数が大幅に増加**しており、耐震改修事業がひとつの大きなビジネスとなっています。事業者としての地位確保に向けて、積極的に「**施工事業者**」に申込みいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



って…？ ⇒ 県・市町村及び建築関係団体が一体となって、耐震改修戸数N倍化の実現を目指し取り組んでいるプロジェクト

登録要綱

1. 情報提供内容（耐震改修のできる事業者紹介、一般県民への積極的な周知を図る）

- (1) 愛知県建築物地震対策推進協議会のホームページに事業者リストを掲載
- (2) 市町村別に市民が閲覧できるよう「市町村」に情報提供します。



2. 登録趣旨

- (1) 施工事業所は、設計事務所と連携して耐震改修工事を適切に進められること。
- (2) 耐震改修事業に意欲的で、積極的に「耐震改修助成」を活用し工事を推進すること。

3. 登録要件

- (1) 全愛知建設労働組合の組合員であること。
- (2) 愛知県建築物地震対策協議会が指定する「耐震改修推進講習会」に、**3年間の内1回受講する**こと。
- (3) **自社の建築設計事務所**、または、連携設計事務所にあつては、**愛知県木造住宅耐震診断員が所属**し、**建築士事務所登録**を受けていること

4. 登録方法

「あいち耐震改修推進事業者」（N倍プロジェクト）登録申請書を記入の上、全建愛知／住宅対策部へ**8月31日（金）**までに提出してください。（登録料無料）

5. あいち耐震改修N倍プロジェクト・登録事業者のみ利用できる支援ツールの提供（別紙参照）

- ・耐震改修工事PRのぼり旗（旗地のみ）貸出（耐震改修助成・市町村利用の工事時に現場活用）

※お問い合わせ先 全建愛知／住宅対策部

電話 052-659-0288 FAX 052-653-0181

あいち耐震改修N倍プロジェクト

「あいち耐震改修推進事業者」・登録事業者のみ利用できる支援ツール

(1) あいち耐震改修N倍プロジェクトロゴ



(2) あいち耐震改修N倍プロジェクト
キャラクター



(3) あいち耐震改修推進事業者ロゴ

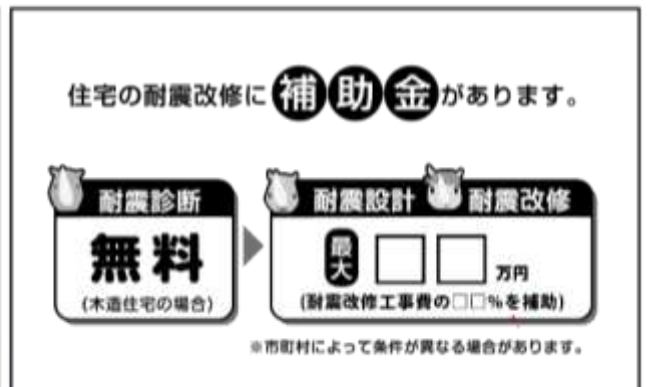


(4) あいち耐震改修N倍プロジェクト
名刺フォーマット

〈フォーマット〉 ※汎用フォント部分は各自で変更可能
事業者マーク有



(5) あいち耐震改修N倍プロジェクト
市町村耐震改修助成事業利用・
耐震改修工事PRのぼり旗(旗地のみ)



「あいち耐震改修推進事業者」制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県建築物地震対策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）において、旧耐震基準の木造住宅の耐震改修を促進することを目的とし、耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者を広く一般に周知し、支援するために必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 事業者とは、耐震改修における設計者又は耐震改修の工事を行う施工者をいう。
- (2) 構成団体とは、推進協議会の会員（地方公共団体を除く）をいう。

(構成団体によるリストの作成)

第3条 構成団体は、耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者の要件基準を策定し、その要件基準に合致する事業者（以下、「耐震改修推進事業者」という。）を取りまとめ、リストを作成する。

(推進協議会による周知等)

第4条 推進協議会は、前条により構成団体が作成したリストの提供を受け、当該リストを「あいち耐震改修推進事業者」として、ホームページに掲載するとともに、これを市町村へ送付し、市町村は、耐震改修に関する相談等の機会を捉え、一般県民への積極的な周知を図るものとする。

- 2 「あいち耐震改修推進事業者」のリストの有効期限は、構成団体が推進協議会に提供した後1年以内とする。

(推進協議会による支援)

第5条 推進協議会は、別に定める耐震改修推進を支援するツールを構成団体に提供するものとし、構成団体は、提供されたツールを耐震改修推進事業者に使用させることができる。

(事業者リストの管理)

第6条 構成団体は、耐震改修推進事業者のリストについて、適切に更新等を行うとともに、内容に変更が生じた場合は、速やかに変更したリストを推進協議会に提供するものとする。

(協議)

第7条 本要綱に定めのない事項については、推進協議会が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年5月23日から施行する。

○耐震改修推進を支援するツール

ここでは、あいち耐震改修推進事業者制度要綱（以下、「要綱」という。）第4条第2項に掲げる「耐震改修推進を支援するツール」（以下「支援ツール」という。）の利用方法等について定める。

(利用目的)

第1 支援ツールについては、いずれも耐震改修の推進を目的とした使用に限って利用を認める。

(ツールの種類)

第2 支援ツールは次の各号に掲げるものとする。

- (1) あいち耐震改修N倍プロジェクトロゴ
- (2) あいち耐震改修N倍プロジェクトキャラクター
- (3) あいち耐震改修推進事業者ロゴ
- (4) あいち耐震改修N倍プロジェクト名刺フォーマット
- (5) あいち耐震改修N倍プロジェクト耐震改修工事PRのぼり旗（旗地のみ）

(見本)

第3 第2各号に定める支援ツールの見本は別紙による。

(利用方法)

第4 支援ツールの利用方法は次の各号に定める。

- (1) 第2(1)～(4)に掲げる支援ツールは、愛知県建築物地震対策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）から構成団体（地方公共団体を除く推進協議会の会員）へデータの提供をする。
- (2) 構成団体に提供するデータ形式は以下とする。
 - ア. (1)、(2)、(3) Illustrator形式 又は jpeg形式
 - イ. (4) Illustrator形式 又は Word形式
- (3) 第2(5)に掲げる支援ツール（以下、「のぼり旗」という。）については、市町村の補助を受けて耐震改修工事を行う際に、工事現場にこれを掲げ、地域住民等への周知を図るものとし、利用に際しては、その都度、構成団体から事業者に対し、これを提供する。